官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔デジタル庁令〕
○デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令（デジタル庁一）　二
〔省　令〕
○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令（財務五）　二
○環境省組織規則の一部を改正する省令（環境三）　三
〔法規的告示〕
○政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件（財務五四）　三
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件（同五五）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件（厚生労働七八）　三
○指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件（同七九）　三
○厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件（同八〇）　四
〔その他告示〕
○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件（総務六九）　四
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件に追加して家屋を定める件（文部科学三八）　四
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件（同三九、四〇）　五
○重要文化財を管理すべき法人の指定を解除し、管理すべき法人を指定する件（文化庁三）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通三四〇、三四一）　六
○都市計画に関する件（東北地方整備局二六～二八）　六
○道路に関する件（同二九）　六
○道路に関する件（近畿地方整備局一二～一四）　六
○道路に関する件（四国地方整備局六、七）　七
○道路に関する件（九州地方整備局一九～二三）　七
〔国会事項〕　七
〔人事異動〕
法務省　最高裁判所　七
〔官庁報告〕
官庁事項
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　八
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（福井労働局最低工賃公示一）　八
最低工賃の廃止決定に関する公示（兵庫同一）　九
国家試験
土地家屋調査士試験合格者（法務省）　九
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
河川法に基づく工作物返還に係る公示関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三〇

デジタル庁令

○デジタル庁令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の規定に基づき、並びに同法及びデジタル庁が所管する関係法令を実施するため、デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年三月六日

内閣総理大臣　高市　早苗

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による申請等） **第四条**　［略］ ２　行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、法人共通認証基盤（法人その他の者の申請等が当該者に係るものであることを認証するための情報システムであって、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう。）の利用その他の当該申請等が行われるべき行政機関等の指定するところにより当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。 ［一～四　略］ ［３・４　略］	（電子情報処理組織による申請等） **第四条**　［同上］ ２　行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。 ［一～四　同上］ ［３・４　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この庁令は、公布の日から施行する。

省　令

○財務省令第五号

特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十号）の施行に伴い、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

財務大臣　片山さつき

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則（昭和三十年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（移換手続） **第二条**　［略］ 一～七　［略］ 七の二　法第五十九条第四項の規定により、投資勘定の歳入不足を補足するため、投資財源資金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるとき、又は同条第五項の規定により、同資金に属する現金を同勘定の歳入に繰り入れるとき 八～四十五　［略］ **第三条**　［略］ 一～七　［略］ 七の二　前条第七号の二に掲げる場合において、投資財源資金に属する現金を投資勘定の歳入外に組み入れるときには、払出科目として「投資財源資金」、受入科目として「何年度、財務省及び国土交通省所管財政投融資特別会計投資勘定、歳入外、損失補塡」、投資財源資金に属する現金を投資勘定の歳入に繰り入れるときには、払出科目として「投資財源資金」、受入科目として「何年度、財務省及び国土交通省所管財政投融資特別会計投資勘定、歳入」 八～四十一　［略］	（移換手続） **第二条**　［同上］ 一～七　［同上］ 七の二　法第五十九条第二項の規定により投資財源資金を使用するため、同資金に属する現金を投資勘定の歳入に組み入れるとき 八～四十五　［同上］ **第三条**　［同上］ 一～七　［同上］ 七の二　前条第七号の二に掲げる場合には、払出科目として「投資財源資金」、受入科目として「何年度、財務省及び国土交通省所管財政投融資特別会計投資勘定、歳入」 八～四十一　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○環境省令第三号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

環境大臣　石原　宏高

環境省組織規則の一部を改正する省令

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（洋上風力環境調査室）	（洋上風力環境調査室）
第六条　（略）	**第六条**　（略）
2　洋上風力環境調査室は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関する事務をつかさどる。	2　洋上風力環境調査室は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）の整備に係る海域の利用のための環境の保全の観点からの海洋環境等の調査に関する事務をつかさどる。
3　（略）	3　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○財務省告示第五十四号

政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月六日

財務大臣　片山さつき

「年二・五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。

○財務省告示第五十五号

出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和八年一月財務省告示第十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月六日

財務大臣　片山さつき

四十七中「一、〇〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨一二円」を「一〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨一二五円」に改める。

○厚生労働省告示第七十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）	次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であって、人の身体に直接使用されることのないものを除く。）
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。	八　次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあっては、次に掲げるものに限る。
(1)～(704)　（略）	(1)～(704)　（略）
(705)　ドラビリン・イスラトラビル水和物	（新設）
(706)～(1271)　（略）	(705)～(1270)　（略）
九　（略）	九　（略）

○厚生労働省告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第一項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（服薬状況等の確認）	（新設）
第六条の二　医師等は、診察を行うに当たり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴につき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項に規定する電磁的記録、同条第三項の情報若しくは同条第五項の情報又は患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳（次項において「薬剤情報等」という。）を活用する方法により確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。	

2　指定医療機関である薬局の薬剤師は、調剤を行うに当たり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴につき、薬剤情報等を活用する方法により確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

○厚生労働省告示第八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第六十八条の七第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　ヒト（同種）iPS細胞由来心筋細胞シート	（新設）
十一　ラグネプロセル	（新設）

その他告示

○総務省告示第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、木曽広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日

総務大臣　林　芳正

一　許可年月日

令和八年二月十九日

二　施行年月日

令和八年四月一日

三　主な変更内容

第二条に記載される広域連合を組織する地方公共団体を変更する。

○文部科学省告示第三十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であって、令和八年一月一日現在のものとして、平成二十六年文部科学省告示第五十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）別表二に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和八年三月六日

文部科学大臣　松本　洋平

別表に掲げる家屋

別表　最上川の流通・往来及び左沢町場の景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	山形県西村山郡大江町大字左沢字原町二一八
店蔵	一棟	同　大字左沢字原町二一八

○文部科学省告示第三十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成十九年文部科学省告示第三十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和八年一月一日から適用する。

令和八年三月六日

文部科学大臣　松本　洋平

別表一中「物置　二棟　字沖要害九三」を「物置　一棟　字沖要害九三」に改める。

○文部科学省告示第四十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十三年文部科学省告示第三十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和八年一月一日から適用する。

令和八年三月六日

文部科学大臣　松本　洋平

別表六中「土蔵　一棟　大字鶴河内一六〇番一」を削る。

○文化庁告示第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第三十二条の三第一項の規定により、重要文化財旧台徳院霊廟勅額門、丁子門及び御成門（昭和五年文部省告示第百六十一号、昭和二十四年文部省告示第百八十一号及び昭和三十八年文化財保護委員会告示第五号）を管理すべき法人としての財団法人高輪美術館の指定を解除し、同法第三十二条の二第一項の規定により、同重要文化財を管理すべき法人として株式会社西武不動産を指定したので、同法第三十二条の三第二項において準用する同法第三十二条の二第三項の規定及び同法第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月六日

文化庁長官　都倉　俊一

○国土交通省告示第三百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

片山沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県鹿沼市引田

字岩花	一七五三番一　一号
	地先無番地
	一七五四番一　二号
	地先無番地
	二八三八番　三号、四号及び十三号から十六号まで
	一七五四番一　十七号
	一七五四番二　十八号及び十九号
	一七五三番一　二十号
字桧ケ久保	二八三七番　五号及び十号から十二号まで
	二八三三番一　九号
字大沢口	二八二八番　六号から八号まで

○国土交通省告示第三百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　井田木沢
二　砂防法第二条の土地の表示
　福島県いわき市好間町北好間の区域内の土地のうち、次の一点から八十六点までを順次結んだ線及び一点と八十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°04′13.0494″	140°50′21.8440″
2	37°04′13.0519″	140°50′21.6867″
3	37°04′13.0534″	140°50′21.5871″
4	37°04′13.0530″	140°50′21.4772″
5	37°04′13.0464″	140°50′20.7926″
6	37°04′13.0380″	140°50′19.9831″
7	37°04′13.0231″	140°50′19.1736″
8	37°04′13.0073″	140°50′18.5237″
9	37°04′13.0122″	140°50′18.3564″
10	37°04′13.0105″	140°50′17.9023″
11	37°04′13.0251″	140°50′17.5080″
12	37°04′12.9716″	140°50′17.4739″
13	37°04′12.9845″	140°50′17.4151″
14	37°04′13.0069″	140°50′17.4213″
15	37°04′13.0129″	140°50′17.3137″
16	37°04′12.9818″	140°50′17.1965″
17	37°04′13.0022″	140°50′16.9330″
18	37°04′12.9538″	140°50′16.9266″
19	37°04′12.9589″	140°50′16.8661″
20	37°04′13.0041″	140°50′16.8722″
21	37°04′13.0604″	140°50′16.6721″
22	37°04′13.2648″	140°50′15.8851″
23	37°04′13.3459″	140°50′15.5865″
24	37°04′13.3854″	140°50′15.0869″
25	37°04′13.4640″	140°50′14.2832″
26	37°04′13.4983″	140°50′13.9213″
27	37°04′13.5212″	140°50′13.6923″
28	37°04′13.5491″	140°50′13.6709″
29	37°04′13.5644″	140°50′13.5082″
30	37°04′13.5562″	140°50′13.1967″
31	37°04′13.5441″	140°50′13.1266″
32	37°04′13.6378″	140°50′13.1054″
33	37°04′13.6073″	140°50′12.8838″
34	37°04′13.5538″	140°50′12.6961″
35	37°04′13.1753″	140°50′11.3860″
36	37°04′13.1075″	140°50′11.1025″
37	37°04′13.0616″	140°50′10.7678″
38	37°04′13.0500″	140°50′10.5172″
39	37°04′13.0666″	140°50′10.1604″
40	37°04′13.1249″	140°50′09.7946″
41	37°04′13.1879″	140°50′09.5531″
42	37°04′13.2800″	140°50′09.2938″
43	37°04′13.5977″	140°50′08.5147″
44	37°04′13.8163″	140°50′07.8770″
45	37°04′13.8728″	140°50′07.7277″
46	37°04′13.9673″	140°50′07.3713″
47	37°04′13.9737″	140°50′07.1640″
48	37°04′13.9678″	140°50′06.9610″
49	37°04′13.9227″	140°50′06.6991″
50	37°04′13.8700″	140°50′06.5328″
51	37°04′13.8066″	140°50′06.3671″
52	37°04′13.8256″	140°50′06.3984″
53	37°04′13.8411″	140°50′06.4252″
54	37°04′13.8659″	140°50′06.4680″
55	37°04′14.0745″	140°50′06.8153″
56	37°04′14.4227″	140°50′07.4254″
57	37°04′14.5052″	140°50′07.5395″
58	37°04′14.1764″	140°50′08.0239″
59	37°04′13.5807″	140°50′09.4846″
60	37°04′13.5109″	140°50′09.6561″
61	37°04′13.4572″	140°50′09.8687″
62	37°04′13.4104″	140°50′10.0871″
63	37°04′13.3872″	140°50′10.3030″
64	37°04′13.3873″	140°50′10.4929″
65	37°04′13.3865″	140°50′10.6187″
66	37°04′13.3988″	140°50′10.7435″
67	37°04′13.4102″	140°50′10.8931″
68	37°04′13.4458″	140°50′11.0863″
69	37°04′13.5083″	140°50′11.2973″
70	37°04′13.8711″	140°50′12.5534″
71	37°04′13.9404″	140°50′12.8446″
72	37°04′13.9814″	140°50′13.1331″
73	37°04′13.9964″	140°50′13.4213″
74	37°04′13.9845″	140°50′13.7291″
75	37°04′13.8179″	140°50′15.6739″
76	37°04′13.7004″	140°50′17.0262″
77	37°04′13.6730″	140°50′17.3012″
78	37°04′13.6547″	140°50′17.6278″
79	37°04′13.6509″	140°50′17.9233″
80	37°04′13.6489″	140°50′18.0125″
81	37°04′13.6398″	140°50′18.2585″
82	37°04′13.6478″	140°50′18.5093″
83	37°04′13.6576″	140°50′19.1880″
84	37°04′13.5382″	140°50′19.9241″
85	37°04′13.3255″	140°50′20.7515″
86	37°04′13.1595″	140°50′21.4692″

○東北地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日　東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　東根都市計画道路事業三・二・一号羽入大森線
三　事業施行期間　自令和八年三月六日至令和十六年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　東根市大字羽入字柏原森林、字藤内、字北原、東根市羽入東及び東根市柏原三丁目地内
　使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日　東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　山形県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年東北地方整備局告示第七十八号山形広域都市計画道路事業三・二・五号旅篭町八日町線
三　事業施行期間　自平成二十六年四月二日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○東北地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日

東北地方整備局長　西村　拓

一　施行者の名称　青森県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年東北地方整備局告示第八十九号むつ都市計画道路事業（一・五・一号むつ横浜線（横浜北バイパス工区）

三　事業施行期間　自令和三年三月二十九日至令和十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和三年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、上北郡横浜町字林尻、字夷ケ沢平、字大豆田、字家ノ前川目及び字鶏ケ唄地内において事業地を変更する。

使用の部分　令和三年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、字大豆田を削り、上北郡横浜町字林尻、字夷ケ沢平、字家ノ前川目及び字鶏ケ唄地内において事業地を変更する。

○東北地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄二一二四番から同村大字古口字板敷四〇四七番まで	前	九・九〇～一一九・四三メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	四・八九〇キロメートル	
	BA	九・九〇～一一九・四三メートル	
		四・八九〇～四・九八六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十四号

(三)　指定する道路の部分

区間	幅員延長
橿原市新堂町三九番一から同市東坊城町一三五番一まで	〇・〇〇～一四一・五三メートル 〇・三〇〇キロメートル

(四)　指定する期日　令和八年三月六日

○近畿地方整備局告示第十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	橿原市新堂町三九番一から同市東坊城町一三五番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月八日六時

○近畿地方整備局告示第十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
和歌山県東牟婁郡串本町串本二六八番二から同県西牟婁郡すさみ町江住字上ミ平見七七七番まで	前	七・〇〇～九二・五〇メートル	上記A及びBは、関係する敷地の区分をいう。
		二五・五一〇キロメートル	
	後	一〇・五〇～一六一・一八メートル	
	BA	七・〇〇～九二・五〇メートル	
		二五・五一〇キロメートル	
		一〇・五〇～一六一・一八メートル	
		一九・七六〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○四国地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　路線名　四国横断自動車道阿南四万十線

(二)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
阿南市下大野町渡り上り五五二番一地先から小松島市立江町字中ノ坪二六一番一地先まで	前	二一・二八～一五八・五七メートル	上記A及びBは、関係する敷地の区分をいう。
	後	二一・二八～一五八・五七メートル	
		三・二一〇キロメートル	

(三)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日

四国地方整備局長　豊口　佳之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四国横断自動車道阿南四万十線	阿南市下大野町渡り上り五五二番一地先から小松島市立江町字中ノ坪二七八番地先まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月八日十六時

○九州地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

三　号　久留米市諏訪野町一三番一から同市諏訪野町字上土橋二四二九番二まで　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

(二) 供用開始の期日　令和八年三月六日

○九州地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
唐津市北波多徳須恵字瀬戸口三九〇番一から同市北波多徳須恵字前田一〇四七番一三まで	前	一二・五六～二五・一二メートル
	後	一五・三三～二四・四〇メートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

○九州地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二号　唐津市北波多徳須恵字瀬戸口三八七番三から同市北波多徳須恵字前田一〇四七番一三まで　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月六日

○九州地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
志布志市志布志町安楽字水溜一八八番地内	前	二四・五四～二八・四八メートル
	後	三〇・七七～三〇・九七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

二百二十号　志布志市志布志町安楽字水溜一八八番地内　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年三月六日

国会事項

衆議院

議事日程

三月五日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

令和八年三月五日（木曜日）

午後一時開議

一　財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）、所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び関税定率法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

二　国務大臣の演説（令和八年度地方財政計画について）並びに地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

参議院

質問主意書提出

三月四日議員から次の質問主意書が提出された。

「力又は威圧による一方的な現状変更」の定義及び該当性の基準に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第五号）

人事異動

法務省

（名古屋地方検察庁豊橋支部検事）検事　大竹　綾佳

辞職を承認する（二月二十八日）

（最高検察庁検事）検事　坂本　佳胤

辞職を承認する（三月一日）

（東京高等検察庁検事法務省刑事局国際刑事管理官法務省刑事局公安課長）検事　栗木　傑

法務省刑事局公安課長に充てる

（東京高等検察庁検事）同　杉原　隆之

方検察庁検事兼東京地

法務省刑事局国際刑事管理官に充てる

東京地方検察庁検事の併任を解除する（以上三月二日）

最高裁判所

東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　小川理津子

岐阜地方裁判所判事に補する

岐阜地方裁判所長を命ずる

兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する

岐阜家庭裁判所長を命ずる

岐阜簡易裁判所判事に補する

大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事　村上　貴昭

広島高等裁判所判事に補する

広島簡易裁判所判事に補する

広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事　菱田　泰信

広島高等裁判所岡山支部長を命ずる

広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・福山簡易裁判所判事　絹川　泰毅

広島高等裁判所判事に補する

広島高等裁判所岡山支部勤務を命ずる

部の事務を総括する者に指名する

岡山簡易裁判所判事に補する

広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・広島簡易裁判所判事　吉岡　茂之
広島地方裁判所福山支部勤務を命ずる
広島地方裁判所福山支部長を命ずる
広島家庭裁判所福山支部勤務を命ずる
広島家庭裁判所福山支部長を命ずる
福山簡易裁判所判事に補する
福山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
　広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事　大浜　寿美
広島地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて広島家庭裁判所判事に補する（以上二月二十八日）
　さいたま地方裁判所判事補兼さいたま家庭裁判所判事補・川越簡易裁判所判事　辻　沙穂里
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局総務局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
　山形家庭裁判所判事補兼山形地方裁判所判事補・鶴岡簡易裁判所判事　海野　泰信
神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・尼崎簡易裁判所判事　中西　大祐
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（各通）
　大分地方裁判所判事補兼大分家庭裁判所判事補・大分簡易裁判所判事　北島　聖也
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
　鳥取地方裁判所判事補兼鳥取家庭裁判所判事補・米子簡易裁判所判事　遠藤　裕樹
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局行政局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する
　山口家庭裁判所判事補兼山口地方裁判所判事補・下関簡易裁判所判事　栗林　隼
東京家庭裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
東京簡易裁判所判事に補する（以上三月一日）
　判事兼簡易裁判所判事　伊藤　圭子
東京地方裁判所判事に補する（三月二日）

官　庁　報　告

官　庁　事　項

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三号
(三) 占用を制限する区域　久留米市諏訪野町一三番一から同市諏訪野町字上土橋二四二九番二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月七日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百二号
(三) 占用を制限する区域　唐津市北波多徳須恵字瀬戸口三八七番三から同市北波多須恵字前田一〇四七番一三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年三月七日
(七) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

労　働

最低工賃の改正決定に関する公示

福井労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、福井県眼鏡製造業最低工賃（令和５年福井労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

令和８年３月６日　福井労働局長　石川　良国

１　適用する家内労働者　福井県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者
２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
３　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	部位	材質	金額
ねじ込み（仮ねじによるものを除く）	座金の組み込み作業を含むもの	丁番	金枠	１か所につき　６円50銭
		丁番を除く		１か所につき　５円50銭
	座金の組み込み作業を含まないもの		チタン	１か所につき　３円50銭
			金枠（チタンを除く）	１か所につき　３円50銭

ろう付け	銀ろう貼り		チタン	1か所につき　2円00銭
	銀ろう貼り以外のもの		金枠（チタンを除く）	1か所につき　20円00銭
			チタン	1か所につき　25円00銭
粗磨き（自動機械によるものを除く）		テンプル	チタン	1本につき　14円00銭

4　効力発生の日　令和8年4月5日

最低工賃の廃止決定に関する公示

兵庫労働局最低工賃公示第1号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃（平成14年兵庫労働局最低工賃公示第1号）を令和8年3月5日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年3月6日

兵庫労働局長　金成　真一

国家試験

土地家屋調査士試験合格者

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6条第1項の規定による令和7年度土地家屋調査士試験（令和7年10月19日筆記試験施行、令和8年1月22日口述試験施行）に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

令和8年3月6日　法務大臣　平口　洋

受験地　東京

16	井上　秀司	129	大谷　昇	5202	朝倉　康生	5211	廣田謙志郎
5002	西澤　浩木	5005	梅本　英樹	5221	久保木淳一	5234	森　詠人
5007	伊藤　麗樹	5009	山口　亮	5235	尾関　一旗	5236	佐嶋　佑治
5012	坂本　有規	5016	日巻　忠高	5238	森　雅之	5245	福田　一隆
5027	小田　悠貴	5033	堀井　健一	5246	空閑英一郎	5247	宮脇　靖享
5042	横尾　空	5048	山口　朋秀	5249	渡邉　憲一	5250	増田　宗輔
5051	山岸慎太郎	5059	杉本　貴浩	5263	河本　康弘	5275	奥村　誠
5062	石橋　明宏	5065	坂田　有	5283	坂下　慈音	5294	河西　敏則
5067	早川　美帆	5069	山﨑　大悟	5326	前野　美岬	5329	井野口政弘
5077	岡　大輔	5085	平間　希	5333	佐藤　慎也	5334	加藤　直行
5091	中原　亮	5092	鈴木　大和	5342	大久保博史	5355	杉嵜　翔
5097	加藤　夏夫	5100	湯澤　光	5360	佐々木千紘	5370	原田　真吾
5102	館　陽子	5110	川鶴　倫裕	5386	横須賀　学	5388	伊藤　大喜
5113	齊藤　未来	5120	坂木　雅代	5390	田口　勝彦	5401	上岡　幸広
5129	阿波田康裕	5150	若林　大助	5418	星野　雅光	5420	櫻井　大輝
5151	今津　剛	5155	鈴木　聖梧	5422	建部　亜紀	5424	生方　弘貴
5165	廣井　洋平	5170	廣瀬　敏樹	5459	関　貴文	5471	七尾　達也
5172	林　光洋	5183	盛光　武正	5482	山下　悠	5492	松尾　海斗
5196	奥山　和尋	5201	松田　和久	5499	上河内綾子	5507	遠藤　陽太
5528	吉井　文平	5533	福島　大貴	5706	大槻　雄太	5714	藤野　隆次
5555	渡邊　康子	5562	山口　勝弘	5721	山﨑　隆雄	5722	山本　大雅
5576	石井　匠	5579	平子　剛	5731	横手　俊一	5732	荻原　巧
5586	岡村　順一	5587	林　康一	5743	加賀田聖也	5760	瀧澤　佑馬
5592	加藤　敦司	5599	江口　友章	5765	正木明日香	5786	正木　智
5613	西尾　晋吾	5631	新川　寛樹	5793	伊藤　謙	5824	府川　知嗣
5632	小野　剛	5637	高橋　正芳	5830	下村　裕樹	5833	河村　隆一
5639	政所　孝明	5649	樋口　亨	5854	本田俊太郎	5875	小長根祐介
5656	柳原　豊治	5659	松本　大介	5878	久保　喜春	5885	川島　豊
5664	和田　英之	5678	藏田龍太郎	5888	喜田　文恵	5903	綿引　淳史
				5905	植松　進往	5919	前田　唯
				5922	北條　佑太	5929	髙橋　慶多
				5941	倉岡　彩子	5966	飯田　吉彦
				5969	本間敬之佑	5973	田中　佳
				5975	木野　力	5977	梶谷　祥子
				5984	福田　幸亮	5985	渡邉　通隆
				5986	麻野　佑介	5989	伊藤春太郎
				5996	久野しゅう子	6002	谷口　智也
				6014	岩田　祐輔	6038	藤井　裕孝
				6057	牟田口　寛	6061	田中　友樹
				6065	相見　政宗	6094	須藤　浩
				6101	長堀　修弘	6103	横山　幸歩
				6119	八木　春樹	6159	野村　毅
				6170	井上　将栄	6174	西　俊昭
				6191	島田　成章	6203	角田　一訓
				6232	髙橋　海斗	6236	青木　由美
				6237	大塚　雅也	6248	本多真由美
				6256	小池　史彦	6275	髙山　正義
				6283	大滝　武	6328	新井　隆弘
				6340	寺澤　達也	6385	鈴木　秀男
				6387	岩本　真悟	6403	島原　拓也
				6411	森　元保	6432	内山　奏
				6444	藤本　大志	6452	西　毅
				6457	中島　賢一	6463	髙砂　祥一
				6467	山下　りん	6480	千野　政彦
				6493	吉岡　知洋	6495	金子　佳佑
				6500	牛山　紘輔	6503	栗原　尚子
				6521	海津　崇央	6524	古舘　風矢
				6527	須澤　侑	6538	伊林　則和
				6540	中山　明希	6548	林　寛之
				6610	依田　祐也	6665	戸室さと子
				6692	小暮　寛文	6775	石丸　竜舞
				6811	松本　真実	6837	赤田　裕樹
				6865	宮﨑　剛生	6883	鶴見　啓幸
				6889	長谷川　聡	6890	島津　彩絵
				6892	内田　元輝	6897	村井　良子
				6899	立川　新	6905	木村紘一郎

6930	加藤　琢哉	7013	川俣　滉一	5002	植村　大輝	5090	中島　健斗
7018	柏﨑　椋	7057	田村　凌哉	5014	助野　旬	5093	後藤　大樹
7067	村尾　智勇	7093	須之内　厚	5026	柳本　直人		
7101	平山　統登			5054	川上　英樹		
受験地	大阪			5066	吉田　尚史		
24	井上　敦士	5002	植村　大輝	5083	佐藤　伸哉		
5013	吉永　隼人	5014	助野　旬	5087	荻田　有沙		
5015	伊波　裕樹	5026	柳本　直人	5094	田中　蒼惟		
5051	加賀　友梨	5054	川上　英樹	5110	桂　吉彦		
5061	森野世理奈	5066	吉田　尚史	5114	梅谷　正太		
5075	原　亘	5083	佐藤　伸哉	5128	森田　元		
5086	沼野　徹	5087	荻田　有沙	5142	山根　真樹		
5093	田正司　光	5094	田中　蒼惟	5150	前田　祥		
5102	中野　彰太	5110	桂　吉彦	5180	北川　博幸		
5111	辻　周平	5114	梅谷　正太	5214	松下　良		
5127	森田　香那	5128	森田　元	5225	上西　未里		
5141	楠山　政彦	5142	山根　真樹	5235	北川　篤		
5146	田栗　佑哉	5150	前田　祥	5252	芳本　正靖		
5173	三好　一馬	5180	北川　博幸	5272	佐藤　若菜		
5207	下山　北斗	5214	松下　良	5291	田中　慈恩		
5217	金　祐毅	5225	上西　未里	5305	武田　夏美		
5227	渡邊飛雄馬	5235	北川　篤	5318	酒井　千裕		
5242	谷口　祐貴	5252	芳本　正靖	5340	切島　一成		
5258	堀口　滉太	5272	佐藤　若菜	5351	森川　敦史		
5275	中島　陽平	5291	田中　慈恩	5414	金澤　直毅		
5293	古川　雅之	5305	武田　夏美	5447	樽谷　浩助		
5306	中川　真介	5318	酒井　千裕	5456	川下　修司		
5322	今村　聡史	5340	切島　一成	5486	立野　晃史		
5341	徳谷　侑亮	5351	森川　敦史	5596	佐々本政樹		
5394	伊藤　弘行	5414	金澤　直毅	5669	小田　隆太		
5439	岡橋雄一郎	5447	樽谷　浩助	5726	松尾　厚志		
5452	佐野　雄一	5456	川下　修司				
5458	古藤　惇	5486	立野　晃史				
5516	池田　真照	5596	佐々本政樹				
5659	谷口　翔子	5669	小田　隆太				
5721	光本　圭佑	5726	松尾　厚志				
5739	上西　崇義						
受験地	名古屋						
5014	能任　勇介	5015	浅井　昭博				
5019	藤原　弘継	5020	伊東　未来				
5040	野田　啓紀	5043	村上　綾菜				
5047	久米　宙輝	5054	松岡　賢				
5061	稲垣　泰輔	5062	糸魚川　虹				
5067	舟根　和博	5072	加藤　成人				
5076	高柳　翔太	5078	梅村　友喜				
5083	山本　知美	5087	井上　裕詞				

5098　枝村　公一　5099　脇島　祐貴
5108　福士　博之　5122　堀田ひろ美
5125　川合　竜治　5149　宇佐見正行
5161　伊藤　陽祐　5166　安藤　崇真
5168　千﨑健太郎　5170　小林　航太
5184　深津　高弘　5185　上村　隼
5191　平野　晴丈　5197　深谷　和之
5215　西村めぐみ　5218　森　裕晃
5221　天野　侑也　5222　佐々木和広
5228　大島　寛之　5233　藤田　翔一
5242　宇野　るり　5245　成田　潤
5253　穴井　啓太　5254　仲谷　聡子
5255　松本　昂洋　5256　後藤　剛明
5262　佐々木啓太　5308　伊藤　直人
5330　山田　裕美　5332　小島　元気
5336　西村　豊大　5338　服部　航大
5348　横井　岳志　5349　髙木　一光
5351　小泉　寛斗　5360　橋本　尚映
5361　西前　知章　5364　橋本　寛己
5378　中川　敦史　5386　田原優太郎
5394　木村　央諭　5403　伊藤　誠二
5407　河端　祥平　5408　柿内　涼太
5428　田口　駿真　5438　児玉　和也
5461　松田　顕吾　5469　松本　将吾
5480　加藤　沙知　5501　比嘉　貴史
5530　太田　勇一　5543　牧嶋　利矩
5565　北川　達也　5628　有生　高
受験地　広島
5006　下西　徹　5009　青山　大樹
5019　戸田　純　5027　山田光一郎
5028　須藤　伸也　5029　岩﨑　元嗣
5038　西岡　優汰　5041　湯惠　亮太
5044　椋田　裕也　5045　山根　大和
5046　信藤　雄太　5049　井川　真吾
5057　津森　敏史　5058　片山さゆり
5059　澄田　雅史　5061　山谷　昂大
5063　首藤　真央　5066　児島　雄介
5070　松本　賢治　5077　甲斐　祥麻
5084　梅本　久　5099　佐々本彩乃
5102　三﨑　大誠　5107　須崎　俊介
5140　馬越　真生　5180　一安　詳子
5192　神﨑　孝夫　5202　小林　寛之
5218　廣澤　博文
受験地　福岡
5007　米倉　大介　5008　堀田　晃弘
5017　本村　塁　5026　水田　健太
5028　岩永　慎次　5044　美原　晏奈
5045　山本　慎治　5051　山川　誠
5053　池田　洋平　5062　高橋　栄多
5083　田原　隆平　5090　高橋　將太
5093　平山　偉之　5112　宮田　篤
5116　山本　尊士　5127　内野　瑞基
5148　都合佐桃誌　5151　中村　将大
5156　高橋　佑典　5160　石津　彰久
5185　田中　正輝　5188　柚木　正大
5191　當銘　由也　5193　髙岡　宏
5196　藤堂乃夫宏　5217　山崎　拓哉
5230　森田　浩平　5237　松永　飛鳥
5250　永野　潤　5345　久保　大輔
5347　塩田　健　5353　小松　昌平
5375　洗　祥吾　5378　有森　義起
5382　沖田　弘輝　5389　武　孝行
5409　有馬　竜嗣　5418　佐藤　圭佑
5464　岡口　武史　5477　田中　智和
5495　秋寄　足穂　5497　武本　璃来
5504　中岡　秀聡　5507　髙本　洋一
5547　山村　舜　5552　藤内　和輝
5556　久津輪静菜　5573　尾下　良二
5632　池田　昌崇　5660　鎌田　直樹
5663　矢田　陽介
受験地　那覇
5003　百瀬　康太　5006　上原健士朗
5009　與那嶺　奨　5022　島袋　貴明
5024　知花　剛士　5030　知名　真
5032　久高　哲二　5060　金武　桜
5065　髙橋　浩二　5066　玉榮　優一
5075　平良龍之介　5076　下地　隆貴
受験地　仙台
5002　庄司　拓彌　5005　片桐　龍介
5025　田口　経祐　5029　竹沢　正道
5047　大平　優　5055　荒　竜也
5063　山口　牧子　5078　根守　聡
5105　廣田　平安　5110　大津　興一
5122　針生　亘　5130　藁谷　崇
5139　菅間　達彦　5149　尾形　優太
5170　永沼誠一郎　5221　矢作　竜平
5223　菅野　通　5228　熊谷　誠
5250　辻村　裕亮　5252　瓜田　真登
5259　室賀　孝史　5304　照井　達朗
5332　木村　雄大　5381　淀川　拓巳
5390　佐藤　正臣　5394　林　和哉
5413　渡辺　高弘
受験地　札幌
2　大竹　敏文　5006　窪田　篤弘
5014　菅原　桂子　5021　古田みゆき
5022　中村　隆寛　5030　佐藤　英王
5036　西松　大介　5039　多田　素
5050　伊藤　誠吾　5057　三浦　大昇
5065　小林　佑史　5074　塩野　香織
5112　桑原瑳斗志　5118　小林　大悟
5119　渡邉　圭祐　5133　山本　真大
5145　小鍛冶貴彦　5157　髙森　洋一
5161　國谷　大輔　5165　青沼　宏
5181　西村　勉　5183　滝本　直希
受験地　高松
1　浅井　研杜　5006　小畑　勝義
5029　明星　大介　5037　寺尾　征隆
5042　林　正典　5070　水口　健志
5086　谷口　博章　5089　山本　千秋
5090　髙尾　亮次　5092　中尾　悠吾
5111　藤原　雅和　5134　茶畑　乙郁
5140　和田　朋樹　5230　上原彩吹実
5236　鈴木　伸明　5242　横山　千恵

告　公

諸　事　項

河川法に基づく工作物返還に係る公示

木曾川水系多度川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項及び第４項の規定に基づき措置した船舶について、当該船舶の所有者、占有者その他船舶について権原を有する者に対し、当該船舶を返還するため、河川法施行令第39条の３第１項第２号の規定に基づき公示する。

令和８年３月６日

中部地方整備局長　森本　輝

1　保管した船舶の名称又は種類及び数量　小型船舶（ＦＲＰ製）１隻

2　保管した船舶の放置されていた場所及び当該船舶を除却した日時

⑴　保管した船舶の放置されていた場所　三重県桑名市多度町上之郷地先の一級河川木曾川水系多度川河川敷（左岸0.2㎞＋14m付近）

⑵　当該船舶を除却した日時　令和８年１月26日10時34分

3　当該船舶の保管を始めた日時及び保管の場所

⑴　当該船舶の保管を始めた日時　令和８年１月26日11時25分

⑵　保管の場所　三重県桑名市今島地先（木曾川水系揖斐川右岸9.8㎞＋130m付近）

4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。

5　問い合わせ先　三重県桑名市大字福島465　国土交通省中部地方整備局木曽川下流河川事務所　占用調整課　電話0594―24―5718

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

失踪宣告取消

除権決定

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第１号
埼玉県秩父市大野原字築瀬2402番３
清算株式会社　ＣＢＤ清算準備株式会社
代表清算人　伊藤　　孝
１　決定年月日　令和８年２月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所秩父支部

令和８年（ヒ）第３００４号
大阪府摂津市鶴野１丁目６番22号
清算株式会社　株式会社木田精密機械
代表清算人　木田　文夫
１　決定年月日　令和８年２月24日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（ヒ）第３号
岡山市南区浦安西町47番地２
清算株式会社　株式会社ブツクランドあきば
代表清算人　秋庭　知雄
１　決定年月日　令和８年２月20日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
岡山地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第５号
兵庫県南あわじ市広田広田1223番地
清算株式会社　株式会社ＫＨ鉄工所
１　決定年月日　令和８年２月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所洲本支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００１号
清算株式会社　株式会社右田本店
代表清算人　右田　　明
１　決定年月日　令和８年２月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権のうち元金部分の2.950864パーセントの金員を弁済する。
２　各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元金部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
松江地方裁判所益田支部

令和８年（ヒ）第１号
岡山県倉敷市大畠1666番地の２
清算株式会社　株式会社ＨＳ
代表清算人　永山　久徳
１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所・方法
本協定における弁済は、協定債権者（第２・１⑴において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者とで別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　定義
⑴　本協定における協定債権とは、特別清算開始決定日である令和８年１月20日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいい、協定債権を有する債権者を協定債権者という。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権及び損害金請求権を除いたものをいう。

２　協定債権の弁済
⑴　基本弁済
清算株式会社は、別表１記載の各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、清算株式会社の資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、令和６年５月24日に成立した、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に規定される中小企業版私的整理手続（再生型手続）に基づいて作成された清算会社の事業再生計画（以下、「本事業再生計画」という。）で定められた非保全債権（担保等により保全されていない債権）額に応じて按分して弁済する。各協定債権者の非保全債権額は、別表２のとおりである。
⑵　追加弁済
前記⑴による弁済の後、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別表１記載の各協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、本事業再生計画に定められた非保全債権額に応じて按分して弁済する。
３　債務免除等
⑴　協定債権元本
前記２⑴の規定による弁済をしたときには、清算株式会社は、協定債権元本額から既弁済額を控除した残額全てについて、その債務の免除を受ける。
また、清算株式会社が、上記債務免除の効力発生後に前記２⑵の規定により追加弁済を行う場合は、各追加弁済の限度で、上記債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。
⑵　協定債権元本以外の協定債権
清算株式会社は、協定債権元本以外の協定債権については、本協定の認可決定確定時に全額免除を受ける。
第３　共益的債権及び優先債権の弁済
清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
（別表省略）

岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（ヒ）第２号

岡山県倉敷市大畠1666番地の２
清算株式会社　株式会社ＨＲ
代表清算人　永山　久徳
１　決定年月日　令和８年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　弁済の場所・方法
本協定における弁済は、協定債権者（第２・１⑴において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者とで別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　定義
⑴　本協定における協定債権とは、特別清算開始決定日である令和８年１月20日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいい、協定債権を有する債権者を協定債権者という。
⑵　協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権及び損害金請求権を除いたものをいう。
２　協定債権の弁済
⑴　基本弁済
清算株式会社は、別表１記載の各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、清算株式会社の資産の換価代金（株式会社ＨＳからの求償権の回収分を含む。）から必要な費用を控除した残額を、令和６年５月24日に成立した、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に規定される中小企業版私的整理手続（再生型手続）に基づいて作成された清算会社の事業再生計画（以下、「本事業再生計画」という。）で定められた非保全債権（担保等により保全されていない債権）額に応じて按分して弁済する。各協定債権者の非保全債権額は、別表２のとおりである。
⑵　追加弁済
前記⑴による弁済の後、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別表１記載の各協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、本事業再生計画に定められた非保全債権額に応じて按分して弁済する。
３　債務免除等
⑴　協定債権元本
前記２⑴の規定による弁済をしたときには、清算株式会社は、協定債権元本額から既弁済額を控除した残額すべてについて、その債務の免除を受ける。
また、清算株式会社が、上記債務免除の効力発生後に前記２⑵の規定により追加弁済を行う場合は、各追加弁済の限度で、上記債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。
⑵　協定債権元本以外の協定債権
清算株式会社は、協定債権元本以外の協定債権については、本協定の認可決定確定時に全額免除を受ける。
第３　共益的債権及び優先債権の弁済
清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。
（別表省略）

岡山地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第１２号

沖縄県那覇市銘苅３丁目１番31号
清算株式会社　株式会社ターミナルブルーレーベル
代表清算人　新山　勝己
１　決定年月日　令和８年２月20日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
本協定における弁済は、別紙記載の協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社（以下「会社」という。）の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　協定債権
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち、特別清算開始決定日（令和８年１月６日）後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　協定債権の弁済
会社は、本債権者集会時における会社財産から公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法第515条第３項括弧書内記載の債権に対する弁済原資を控除した後の金員を弁済原資として、本協定認可決定後直ちに、各協定債権者に対し、その債権額に応じて按分して支払う。
３　残債務の免除
会社は、前項の弁済時に、協定債権者より、残余の協定債権全額の免除を受ける。
４　追加弁済
前項の債務免除後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各協定債権者による前項の債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。
（別紙省略）

以上

那覇地方裁判所民事第３部

更生手続終結

令和７年（ミ）第１号

名古屋市北区中切町１丁目84番地
更生会社　愛知電熱株式会社
管財人　青木　良成

１　決定年月日　令和８年２月24日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。

東京地方裁判所民事第20部

監 督 命 令

再生手続開始

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和７年（再）第３７号

岡山県笠岡市平成町95番地１
再生債務者　株式会社サラ

決定の要旨　令和８年２月９日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。

令和８年２月24日

東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和八年二月二十四日付で東京都の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

東京都品川区東大井六丁目三番二二号

（甲）社会医療法人社団東京巨樹の会

理事長　蒲池　健一

東京都渋谷区神宮前六丁目二六番一号

（乙）医療法人社団巨樹の会

理事長　松谷　雅生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

（甲）合同会社フル・ハウス４

代表社員　一般社団法人フル・ハウス

職務執行者　野坂　照光

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

（乙）合同会社フル・ハウス１

代表社員　一般社団法人フル・ハウス

職務執行者　野坂　照光

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

（丙）合同会社フル・ハウス５

代表社員　一般社団法人フル・ハウス

職務執行者　野坂　照光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社たひらやとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

仙台市青葉区二日町一五番七―三〇二号

合資会社たひらや

代表社員　湯目　良子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

東京都国分寺市東恋ヶ窪三―八―二一―四〇三

合同会社エナジャイズ

代表社員　嶌村　武男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はＢＡＮＹＡＮ株式会社とします。効力発生日は令和八年四月十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

横浜市緑区十日市場町八五三番地一二栄興ビル一Ｆ

ＢＡＮＹＡＮ合同会社

代表社員　オラティ・ベル・カンナン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目四三番一〇―六〇一号

合同会社ＭＥＭ

代表社員　宮本麻衣子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月九日であり、組織変更後の商号はＥＩＧＨＴ　ＰＲＩＭＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

名古屋市中川区中郷二丁目二三九―二

ＩＤＡ合同会社

代表社員　後藤　良介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

大阪府堺市美原区多治井二七三―四

合同会社ＴＫＯ

代表社員　山崎　慧子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はナノアーキア株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月九日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

福岡県春日市須玖北二丁目一二八―一四

ナノアーキア合同会社

代表社員　宮本　新吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　北海道新聞

掲載の日付　令和八年二月二十八日

掲載頁　（十二頁）

令和八年三月六日

北海道北見市桜町二丁目一三番地三

わこう産業株式会社

代表取締役　佐藤　勝也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千三百三十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.hrz.co.jp

令和八年三月六日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

Ｈｏｒｉｚｏｎ株式会社

代表取締役　ニイエンツゥオ・ツァイ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億九千二十万三千八百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月六日

掲載頁　二頁

令和八年三月六日

東京都渋谷区神宮前三丁目二一番五号

株式会社サーキュレーション

代表取締役社長　福田　悠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇万円減少し一五〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十九頁（号外第三十三号）

令和八年三月六日

兵庫県加東市高岡二七六番地の三四

アスカカンパニー株式会社

代表取締役　長沼　誠

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月一日とする株式会社文化社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

鹿児島市新栄町二二番二六号

スカイブルー株式会社

代表取締役　土屋　妥九

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千二十五万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

東京都千代田区一番町五番地アトラスビル

三和コンサルティング＆パートナーズ株式会社

代表取締役　櫻井　歩身

令和八年三月六日

島根県出雲市斐川町荘原三八二一番地

有限会社協立工業

代表取締役　須田　徹

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月六日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十九頁（号外第三十三号）

令和八年三月六日

兵庫県加東市高岡二七六番地の三四

アスカカンパニー株式会社

代表取締役　長沼　誠

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月一日とする株式会社文化社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

鹿児島市新栄町二二番二六号

スカイブルー株式会社

代表取締役　土屋　妥九

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千二十五万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

東京都千代田区一番町五番地アトラスビル

三和コンサルティング＆パートナーズ株式会社

代表取締役　櫻井　歩身

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社RASCAL's

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

仙台市青葉区二日町一五番七―三〇二号

合資会社たひらや

代表社員　湯目　良子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

東京都国分寺市東恋ヶ窪三―八―二一―四〇三

合同会社エナジャイズ

代表社員　嶌村　武男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はＢＡＮＹＡＮ株式会社とします。効力発生日は令和八年四月十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

横浜市緑区十日市場町八五三番地一二栄興ビル一Ｆ

ＢＡＮＹＡＮ合同会社

代表社員　オラティ・ベル・カンナン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目四三番一〇―六〇一号

合同会社ＭＥＭ

代表社員　宮本麻衣子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月九日であり、組織変更後の商号はＥＩＧＨＴ　ＰＲＩＭＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

名古屋市中川区中郷二丁目二三九―二

ＩＤＡ合同会社

代表社員　後藤　良介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

大阪府堺市美原区多治井二七三―四

合同会社ＴＫＯ

代表社員　山崎　慧子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はナノアーキア株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月九日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

福岡県春日市須玖北二丁目一二八―一四

ナノアーキア合同会社

代表社員　宮本　新吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　北海道新聞

掲載の日付　令和八年二月二十八日

掲載頁　（十二頁）

令和八年三月六日

北海道北見市桜町二丁目一三番地三

わこう産業株式会社

代表取締役　佐藤　勝也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千三百三十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.hrz.co.jp

令和八年三月六日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

Ｈｏｒｉｚｏｎ株式会社

代表取締役　ニイエンツゥオ・ツァイ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億九千二十万三千八百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月六日

掲載頁　二頁

令和八年三月六日

東京都渋谷区神宮前三丁目二一番五号

株式会社サーキュレーション

代表取締役社長　福田　悠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇万円減少し一五〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十九頁（号外第三十三号）

令和八年三月六日

兵庫県加東市高岡二七六番地の三四

アスカカンパニー株式会社

代表取締役　長沼　誠

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月一日とする株式会社文化社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

鹿児島市新栄町二二番二六号

スカイブルー株式会社

代表取締役　土屋　妥九

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千二十五万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

東京都千代田区一番町五番地アトラスビル

三和コンサルティング＆パートナーズ株式会社

代表取締役　櫻井　歩身

令和八年三月六日

島根県出雲市斐川町荘原三八二一番地

有限会社協立工業

代表取締役　須田　徹

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月六日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十九頁（号外第三十三号）

令和八年三月六日

兵庫県加東市高岡二七六番地の三四

アスカカンパニー株式会社

代表取締役　長沼　誠

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月一日とする株式会社文化社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

鹿児島市新栄町二二番二六号

スカイブルー株式会社

代表取締役　土屋　妥九

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千二十五万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

東京都千代田区一番町五番地アトラスビル

三和コンサルティング＆パートナーズ株式会社

代表取締役　櫻井　歩身

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社たひらやとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

仙台市青葉区二日町一五番七―三〇二号

合資会社たひらや

代表社員　湯目　良子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

東京都国分寺市東恋ヶ窪三―八―二一―四〇三

合同会社エナジャイズ

代表社員　嶌村　武男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号はＢＡＮＹＡＮ株式会社とします。効力発生日は令和八年四月十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十九日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

横浜市緑区十日市場町八五三番地一二栄興ビル一Ｆ

ＢＡＮＹＡＮ合同会社

代表社員　オラティ・ベル・カンナン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目四三番一〇―六〇一号

合同会社ＭＥＭ

代表社員　宮本麻衣子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月九日であり、組織変更後の商号はＥＩＧＨＴ　ＰＲＩＭＥ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

名古屋市中川区中郷二丁目二三九―二

ＩＤＡ合同会社

代表社員　後藤　良介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

大阪府堺市美原区多治井二七三―四

合同会社ＴＫＯ

代表社員　山崎　慧子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はナノアーキア株式会社とします。

効力発生日は令和八年四月九日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年二月十日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日

福岡県春日市須玖北二丁目一二八―一四

ナノアーキア合同会社

代表社員　宮本　新吾

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　北海道新聞

掲載の日付　令和八年二月二十八日

掲載頁　（十二頁）

令和八年三月六日

北海道北見市桜町二丁目一三番地三

わこう産業株式会社

代表取締役　佐藤　勝也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千三百三十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.hrz.co.jp

令和八年三月六日

東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階

Ｈｏｒｉｚｏｎ株式会社

代表取締役　ニイエンツゥオ・ツァイ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八億九千二十万三千八百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年三月六日

掲載頁　二頁

令和八年三月六日

東京都渋谷区神宮前三丁目二一番五号

株式会社サーキュレーション

代表取締役社長　福田　悠

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一五〇万円減少し一五〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十九頁（号外第三十三号）

令和八年三月六日

兵庫県加東市高岡二七六番地の三四

アスカカンパニー株式会社

代表取締役　長沼　誠

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月一日とする株式会社文化社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

鹿児島市新栄町二二番二六号

スカイブルー株式会社

代表取締役　土屋　妥九

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千二十五万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

東京都千代田区一番町五番地アトラスビル

三和コンサルティング＆パートナーズ株式会社

代表取締役　櫻井　歩身

令和八年三月六日

島根県出雲市斐川町荘原三八二一番地

有限会社協立工業

代表取締役　須田　徹

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年三月六日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年二月十七日

掲載頁　八十九頁（号外第三十三号）

令和八年三月六日

兵庫県加東市高岡二七六番地の三四

アスカカンパニー株式会社

代表取締役　長沼　誠

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和八年四月一日とする株式会社文化社との株式交換により資本準備金の額が増加することを条件として、その増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

鹿児島市新栄町二二番二六号

スカイブルー株式会社

代表取締役　土屋　妥九

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千二十五万円、資本準備金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年三月六日

東京都千代田区一番町五番地アトラスビル

三和コンサルティング＆パートナーズ株式会社

代表取締役　櫻井　歩身

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億十万円、資本準備金の額を二億十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年四月十八日

掲載頁　七十九頁（号外第八十八号）

令和八年三月六日

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階

テンセグリティファーマ株式会社

代表取締役　中原　崇人

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年五月二十七日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年三月六日

東京都港区新橋三丁目四番一二号

データ・マネージメント株式会社

代表取締役　手塚　裕太

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年四月一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和八年三月六日

東京都港区港南一丁目六番四一号

三菱プレシジョン株式会社

代表取締役　取締役社長　若菜　健司

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年三月六日

大阪府門真市大字門真一〇四八番地

パナソニックハウジングソリューズ株式会社　代表取締役　山田　昌司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月六日

群馬県伊勢崎市連取本町一六九番地八

株式会社三富商事

代表取締役　上野　嘉子

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月六日

千葉県富津市新富六六番一

エム・エム・プラスチック株式会社

代表取締役　森村　努

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月六日

東京都千代田区神田須田町一丁目二四番一号

旭商事株式会社

代表取締役　河野　孝志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月六日

横浜市中区翁町一丁目四番一号

株式会社アッシュ

代表取締役　大澤祐二朗

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月六日

新潟県上越市柿崎区直海浜一五六七番地五〇

株式会社柿崎自動車学校

代表取締役　畾　貴頼

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月六日

大阪市中央区安土町一丁目六番一四号朝日生命辰野ビル六階

八興商事株式会社

代表取締役　田所　正輝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月六日

長崎市中里町一五九〇番地三

株式会社長崎県軽自動車会館

代表取締役　髙橋　泰光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月三十日付官報号外第九十七号の九十三頁に掲載されています。

令和八年三月六日

東京都港区西新橋一丁目二二番五号六階

ＫＤＣＲ　Ｔｏｋｙｏ１特定目的会社

取締役　鎌形　武彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十六億一千万円減少し、優先出資三万二千二百口を一口につき五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を十六億一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年四月七日です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0084/index.html

令和八年三月六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｍｏｍｉｊｉ　Ｌｏｇｉｓｔｉｃｓ特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

訂正公告

農事組合法人池内ファームに係る令和八年二月二十六日（号外第三九号）掲載の解散公告（第一回）、同年二月二十七日（号外第四一号）掲載の解散公告（第二回）、同年三月二日（号外第四二号）掲載の解散公告（第三回）中、清算人「若狭　功」とあるは「若狭　巧」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年三月六日

扱　店